

令和 5 年 第 3 回 定 例 会 (9 月 議 会)

福 祉 環 境 委 員 会 提 出 資 料

—— 所 管 事 項 関 係 ——

令 和 5 年 9 月 1 1 日

健 康 福 祉 部

目 次

◎ 所管事項関係

- 1 「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス継続支援事業費補助金」
における事務ミスについて (長寿社会課) …… 1
- 2 令和4年度新型コロナウイルス感染症の業務委託における
事務ミスについて (保健・疾病対策課) …… 2

1 概要

令和4年度の「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス継続支援事業費補助金」の交付決定事務において、1法人に対して、年度の基準額を超えて交付決定を行い、2,571千円の過支給が発生した。

2 経緯

令和5年度に当該法人から令和4年度発生分の補助金の申請書が提出されたため、過去の支出状況を確認したところ、当該法人に対して既に基準額を超えて補助金を交付していたことが判明した。

申請日	令和4年12月12日	令和4年12月27日
交付決定日	令和5年2月16日	令和5年2月17日
支払日	令和5年3月2日	令和5年3月3日
支出済額	2,571千円	3,700千円
補助内容	衛生用品の購入費用 施設内療養費用 職員手当	施設内療養費用
発生時期	令和4年6月発生分	令和4年11月発生分

令和4年度基準額：3,700千円
 支出済額：6,271千円
 過支給額：2,571千円

3 今回の発生事案の要因

当該法人からは申請書を2枚受理していたが、この時期は処理量が多かったため、複数申請のチェックがおろそかになり、そのまま交付決定事務を行ってしまった。また、それぞれの申請書では基準額の範囲内だったことから、決裁の過程で基準額の超過に気付くことができなかった。

4 対応状況

- ・当該補助金の支出状況を再確認し、他には過支給が発生している事案はないことを確認した。
- ・過支給となった補助金の返還時期等については、当該法人と調整中であり、返還金は、地域医療介護総合確保基金に積み戻す予定である。

5 再発防止策

- ・当該補助金は、事業種別ごとに基準額が設定されているため、申請（交付決定）一覧に、基準額の欄を設ける。
- ・申請書を受け取ったら、速やかに申請（交付決定）一覧に事業所ごとに入力する。
- ・起案前に申請（交付決定）一覧で事業所ごとにフィルタ（抽出）をかけ、基準額の超過がないかを確認する。また、決裁時にも当該資料をバックデータとして添付し、基準額の超過がないかを確認する。

1 概要

令和4年度「新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者等に対する検体採取業務委託」（検査も含む）の委託費について、1医療機関に対する委託費の未払及び17医療機関に対する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）相当額が未払であった。

2 経緯

令和4年度の出納閉鎖後、県内の医療機関から令和4年5月に実施した検査費用が未払となっている旨の問合せがあり、事実確認及び支払伝票等の精査をしたところ、当該医療機関が実施した一人分の検査費用15千円のほか、他の医療機関に対しても支払うべきであった消費税等相当額、計3,503千円の未払が確認された。

3 今回の発生事案の要因

- ・医療機関が検査を実施した場合、保健所を通じて課に実績報告する仕組みとしていたが、課では報告されたメールを見落とし、当該医療機関への支払を失念していた。
- ・医療機関への請求時における消費税等の取扱いに係る説明が不足していたことに加え、消費税等未記入の請求書についても消費税等を確認することなく支払の事務処理をしてしまったことによる。

4 対応状況

未払対象となった医療機関に対して経緯を説明し、支払に向けて調整中である。

5 再発防止策

- ・保健所と一体となって取り組む事業については、事務処理の流れを明確にし、支払完了までにおける各データの共有を図ることにより、チェック体制を強化する。
- ・契約における留意点を相手方に丁寧に説明するとともに、事務処理の際の承認決裁ルートには、事案に応じてチーム員だけでなく、類似事例や事務処理に詳しい職員（総務チーム等）も組み込み、業務の不慣れや理解不足から起こる事務ミスの防止を図る。